

熊本県公報

第 1 1 4 6 5 号
平成 18 年 10 月 6 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○公有水面埋立しゅん功認可	(漁港漁場整備課) 1
○収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(会 計 課) 2
○熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正	(") 2
○家畜伝染病(ヨーネ病)の発生	(畜 産 課) 2
公 告	
○換地処分	(農村整備課) 2
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 2
○ " " " " " "	(") 3
○団体営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 3
○団体営土地改良事業計画変更の同意	(") 3
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 3
○パソコンハードディスクデータ消去等業務委託に係る一般競争入札の実施	(情報企画課) 4
登 載 依 頼	
○直接請求に係る連署基準数	(選挙管理委員会) 6
○ " " " " " "	(") 6
○公立大学法人熊本県立大学告示	(私学文書課) 6

告 示

熊本県告示第 1008 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。
平成 18 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成 18 年 9 月 27 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本県上天草市大矢野町上 1514 番地 鷲浦漁港管理者 上天草市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
上天草市大矢野町維和字大鷲浦 327 の 1、328 の 4 に隣接する無番地(道路)地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑭の地点と①の地点を結ぶ平成 8 年秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線(DL + 3.94 メートルにより決定)に囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点小鷲(北緯 32 度 33 分 34.0311 秒、東経 130 度 28 分 01.9189 秒の地点)から 195 度 30 分 00 秒 541.000 メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から 302 度 55 分 00 秒 16.416 メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から 32 度 59 分 55 秒 31.000 メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から 123 度 02 分 18 秒 1.000 メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から 33 度 00 分 08 秒 5.800 メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から 303 度 00 分 25 秒 1.000 メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から 32 度 59 分 54 秒 33.200 メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から 302 度 58 分 53 秒 1.301 メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から 5 度 50 分 22 秒 8.001 メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から 95 度 47 分 46 秒 1.000 メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から 5 度 49 分 46 秒 5.799 メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から 275 度 51 分 11 秒 1.000 メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から 5 度 50 分 32 秒 6.199 メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から 95 度 49 分 53 秒 14.439 メートルの地点

(3) 面積

1,496.91 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに上天草市農林水産部水産課

熊本県告示第 1009 号

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5 (収納代理金融機関の名称及び位置) の一部を次のように改正し、平成 18 年 10 月 2 日から適用する。

平成 18 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

「福岡銀行 熊本支店	熊本市花畑町 12 番 3 号	」を
「福岡銀行 熊本営業部	熊本市花畑町 12 番 3 号	」に改める。

熊本県告示第 1010 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 18 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領 (昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11) の一部を次のように改める。

別表第 1 肥後銀行本店の項中「福岡銀行熊本支店」を「福岡銀行熊本営業部」に改める。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 2 日から適用する。

熊本県告示第 1011 号

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 18 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ一ネ病	患畜	平成 18 年 9 月 25 日	阿蘇郡	1 戸 1 頭	乳用牛

公 告

熊本県公告第 738 号

県営大津北部地区 (第一工区) 土地改良事業 (区画整理) 施行に係る換地処分を行った。

平成 18 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 739 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルミヤストア秋津店

熊本市秋津町秋田 3446 番地 28 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者

変更前 株式会社サウザンカンパニー

変更後 株式会社メインプレイスカンパニー

3 変更年月日

平成 17 年 5 月 9 日

4 変更する理由

- 会社名の変更のため
- 5 届出年月日
平成 17 年 9 月 21 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 18 年 10 月 6 日から平成 19 年 2 月 6 日まで

熊本県公告第 740 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルミヤストア秋津店
熊本市秋津町秋田 3446 番地 28 外
- 2 変更しようとする事項
(1) 駐車場の収容台数
変更前 176 台
変更後 157 台
- 3 変更する年月日
平成 19 年 5 月 22 日
- 4 変更する理由
敷地内（駐車場内）に飲食棟を増築するため
- 5 届出年月日
平成 18 年 9 月 21 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 18 年 10 月 6 日から平成 19 年 2 月 6 日まで

熊本県公告第 741 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 18 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	浦矢谷	平成 14 年 11 月 22 日	平成 18 年 8 月 31 日	山鹿市

熊本県公告第 742 号

平成 18 年 6 月 27 日付けで上天草市長何川一幸から協議のあった賤の女地区土地改良事業（区画整理）計画の変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 9 月 28 日付けで同意した。

平成 18 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 743 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハイパーモールメルクス山鹿
山鹿市方保田字鳥越 3462 番 1 ほか
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
変更前 11,569 平方メートル
変更後 13,119 平方メートル
(2) 駐輪場の位置
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
変更前 1,800 平方メートル

- 変更後 589 平方メートル
 (4) 廃棄物の保管施設の位置及び容量
 変更前 139 立方メートル
 変更後 152 立方メートル
 (5) 駐車場の自動車の出入口の数
 変更前 2ヶ所
 変更後 3ヶ所
- 3 変更する年月日
 平成 19 年 5 月 20 日
- 4 変更する理由
 営業施策のため
- 5 届出年月日
 平成 18 年 9 月 19 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
 平成 18 年 10 月 6 日から平成 19 年 2 月 6 日まで

熊本県公告第 744 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称
 パソコンハードディスクデータ消去等業務委託
- (2) 業務委託の内容等
 入札説明書及び要求仕様書のとおり
- (3) 委託期間
 平成 18 年 10 月 23 日から平成 18 年 11 月 17 日まで
- (4) 入札方法
- ア 入札金額は、パソコンハードディスクデータ消去等業務委託に要する費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（4）の入札の時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
 平成 18 年 10 月 6 日（金）から平成 18 年 10 月 13 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
 4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
 4 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 熊本県地域振興部情報企画課管理班（県庁行政棟新館 9 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

- 電話 096-333-2143 (ダイヤルイン)
- 5 入札 手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 10 月 6 日 (金) から平成 18 年 10 月 16 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 10 月 17 日 (火) 午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内 (県庁行政棟新館 9 階)
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
10 以上
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する

熊本県立大学大学院選抜試験 (一般選抜、社会人特別選抜、 外国人留学生特別選抜)	各試験科目の総得点及びその募 集区分ごとの不合格者のランク	合格発表の日から 起算して3日を経 過した日から1月	事務局教務入試課
--	----------------------------------	----------------------------------	----------

